

福井市企業局告示第7号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、福井市企業局上下水道経営部上下水道サービス課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月5日

福井市企業管理者 前田和宏

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始すべき年月日

令和3年4月19日

2 下水を排除し、及び処理すべき区域

単独公共下水道日野川処理区

大和田町、中藤新保町、下中町、今市町、浅水町、真木町及び森行町の各一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

別紙図面のとおり

4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式

5 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

単独公共下水道日野川処理区

福井県福井市黒丸町3字1番地

日野川浄化センター

6 縦覧期間

令和3年4月6日から4月19日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

7 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

別紙図面

供用を開始しようとする排水施設の位置

凡 例

	下水を排除し、及び処理すべき区域
	供用を開始しようとする排水施設の位置

F-12, G-12









